

## 第17回接続委員会 議事概要

日時 平成23年3月24日(木) 14:00～  
場所 総務省共用1001会議室(10F)  
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、関口委員、  
相田委員、藤原委員  
事務局 原口電気通信事業部長、  
(総務省) 古市事業政策課長、  
二宮料金サービス課長、  
吉田料金サービス課企画官、  
安東料金サービス課課長補佐、  
山野料金サービス課課長補佐

### 【議事要旨】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実際費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定)について(電気通信事業部会への報告書(案))
  - 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
  - その結果、報告書(案)のとおり、次の電気通信事業部会に報告することとなった。
- ② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)について(電気通信事業部会への報告書(案))
  - 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
  - その結果、報告書(案)を一部修正の上、次の電気通信事業部会に報告することとなった。
- ③ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成23年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)について(電気通信事業部会への報告書(案))
  - 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
  - その結果、報告書(案)を一部修正の上、次の電気通信事業部会に報告することとなった。

- ④ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））
- 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
  - その結果、報告書（案）のとおり、次の電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

東海主査：今後の方向性としては、市場環境の変化に備えるべく、メタル回線と光回線のコスト配賦の適正性等を検証するための材料となるデータの提出をNTT東西に要望し、それに基づき今後の対応について更なる検討を進めていくという理解でよいか。

事務局：然り。従来の配賦方法を直ちに直すものではないと整理した上で、今後の環境変化へ対応しつつ、接続料算定の適正性を確保し続けるため、NTT東西から総務省に対して必要な情報の提出を求めるもの。

東海主査：今後の環境変化への対応のみでなく、状況は現在も刻一刻と変化し続けているという認識も必要である。例えば、今回の震災を受けて、公衆電話に係る災害時のみでなく平常時の位置付けを再検討するにいたった場合、配賦に係る係数等の変更を行っても良いのではないか。また未利用部分に係る費用負担の在り方についても検討をすべき課題と認識している。

相田委員：土木設備の耐用年数の見直しによる接続料引き下げの効果は、来年度に申請される料金以降はなくなるものとみてよいか。

事務局：減価償却費の低廉化は継続するが、今回のように大幅に引き下がることはない。

藤原委員：年金の運用成績悪化を受けた、退職給付費の影響について詳細如何。

事務局：退職給付費は、設備の保守運営のための全社的な共通部門の管理費にあたり、作業単金を算出するための入力値として用いられるものであるが、運用収益の見込みと実績の差分についてのみ接続料原価へ算入している。

関口委員：退職給付費を接続料原価へと算入することの是非は退職金の性質をどのように判断するかに依存するが、予測運用率を達成できなかった場合におけるリスク負担に関する議論は熟成していないと思われる。多くの企業は予測運用率を高めに設定しているため、ほとんどの企業が達成できていないという実態がある中で、NTT東西

に対してのみ標準予測率を設けるよう義務付けるのはやや難があると見受けられる。そのためこの議論を深く掘り下げて行うことにそれ程生産的な意味があるかどうか疑問である。

東海主査：退職給付費の性質に関する議論については、NTT東西のみの問題ではなく、現在の日本の会計制度にも関係するため、接続料原価に算入することはある程度はやむを得ないと認識している。

東海主査：全体として見ると、本年3月1日に総務大臣から情報通信審議会に対し「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」に関する諮問がなされていることから、今後、さらに議論が進められていくものと思われる。現段階における接続委員会の考え方としては、NTT東西に対する情報開示等を総務省に対して求めることなどを柱とした報告書（案）を案のとおり3月29日の電気通信事業部会に報告することとしたい。（異論なし）

② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

藤原委員：報告書（案）における分岐単位接続料設定の適否に関する検討については、「平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく引き続き検討を行うものとする。」とあるが、検討を行う主体と時期について伺いたい。

事務局：検討主体は接続委員会で、平成24年度の乖離額の補正申請に向けて検討がなされるものとする。

藤原委員：検討主体は接続政策委員会ではないのか。

事務局：具体的な接続料メニューの設定に関する話であり、1月に当審議会が諮問を受けている経緯もあるため、引き続き接続委員会で議論を行うものである。

酒井主査代理：検討する具体的な内容は、コンソーシアム方式に係る接続料メニューを設定した場合におけるNTT東西の技術的協力の在り方について検討することになるのか。

事務局：詳細は詰めていく必要があるものの、一つの例として、分岐単位接続料の設定の適否に加え、接続事業者が共用して一芯を借りる際の手続き面の規定に係る整理について検討することもありうる。

相田委員：接続委員会において検討するのであれば、今回の報告書においては「検討を行うものとする。」ではなく、「継続して検討を行わせてください。」というニュアンスの書きぶりにした方が適切ではないか。

東海主査：検討を開始するにあたって、再度、総務大臣から諮問を受ける必要はあるの

か。

事務局：必ずしも再度諮問を受ける必要はなく、今回を一次答申と見て、次回検討時は一次答申で考え方を示していない課題についての二次答申と位置づけるという整理もある。ただ平成24年度の乖離額の補正申請自体については別途諮問を行うこととなる。

相田委員：別添1のP7に「光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区画情報の提供に係る円滑化及び透明性向上に関し、必要な取組みを行うことが適当である。」と記載してあるにも関わらず、報告書（案）において委員会からの要望事項に含めない理由如何。今回委員会から要望を行わないと総務省としても要請するタイミングを逃してしまわないか。

東海主査：ご指摘を踏まえ委員会からの要望事項としてはどうか。

事務局：了。報告書（案）を修正し、当該事項を追加することとしたい。

関口委員：別添1のP6において「喫緊の優先課題への対応及び競争促進の重要性を総合的に勘案し」とあるが、「喫緊の優先課題への対応」という書きぶりだけでは、一芯単位接続料、分岐単位接続料、乖離額調整の取扱いに係る判断が変更されたこととの関係が明確になっていないため、書きぶりに若干の違和感がある。

東海主査：書きぶりを事務局において検討してほしい。

藤原委員：要望事項(3)において、算定期間が3年に渡るため予測可能性をより高めるべく、NTT東西からの報告は、平成23年度上半期の状況についてのみでなく、各年度上期の状況について各年度経過後に報告させた方がいいのではないかと。

東海主査：各年度報告する方向で修正してほしい。

藤原委員：乖離額調整を認めるのであれば、代わりに接続料を更に下げさせるという私案を主張したいという思いもあるが、震災の状況に鑑み、今回はその主張を控えさせて頂く。

東海主査：一部報告書（案）において修正があったが、主査である私にご一任していただくものとし、当委員会としては、報告書（案）を修正した上、3月29日の電気通信事業部会に報告することとしたい。（異論なし）

③ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成23年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

酒井主査代理：コストドライバをポート容量比からポート実績トラフィック比に変更したことによる影響如何。

事務局：実績を加味したことにより若干の変動は生じたが、大きな影響はない。

酒井主査代理：考え方において、乖離額調整を認めないとしているにもかかわらず、

震災の影響によるコスト変動に一定の留意が必要としているのはどういう意味か。

事務局：今後、変動要因となりうる可能性を踏まえて言及したもの。

藤原委員：報告書（案）において、乖離額調整に関して申請内容の変更を2箇所求めているが、これは新旧対照表のP1の該当箇所と附則の2を削除するということでよいか。

事務局：然り。

藤原委員：そうであれば、「乖離額調整を行わないこととする内容に接続約款を変更」とあるものを、「接続約款の申請内容を変更する」ということがわかるようにすべき。

事務局：ご指摘のとおり修正したい。

東海主査：それでは、算定期間を1年間とする将来原価方式においては、本来の制度の趣旨を鑑み乖離額調整を認めないこととして、報告書（案）を一部修正の上、3月29日の電気通信事業部会に報告することとしたい。（異論なし）

④ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

東海主査：今回の申請における平成23年度の接続料は、トラヒックが減少傾向にあるにもかかわらず、モデル改修の影響等により前年度比減となっている。今後は、PSTNのコア網のIP化等について、他の接続料の課題とともに引き続き議論を深めることが必要である。平成23年度の接続料に関して特段問題はないと思われるので、報告書（案）のとおり3月29日の電気通信事業部会に報告することとしたい。（異論なし）

以上